

# 消費生活トラブル注意報 !!

## ★SNS を介在した取引に注意!

・・・福岡県消費生活センター

### (相談事例1)

SNS で知り合った人からゲーム機を購入した。コンビニに行って電子マネーで4万円支払ったが、商品が届かない。どうしたらよいか。

### (アドバイス)

◆SNS だけで取引を行いコンビニで販売されている電子マネーで決済した場合は、匿名性が高いため、相手との連絡手段を別途確保しておかないと、トラブルの際は連絡すらできなくなることがあります。



### (相談事例2)

SNS で知り合い3ヶ月付き合った異性Aから「仮想通貨は必ず価値が上がる」と勧められ、Aの知り合いの社長の会社が行うサービスを契約した。家族からだまされているのではないかと言われたので解約したいが、Aの苗字しかわからず、SNS以外の連絡方法も知らない。

### (アドバイス)

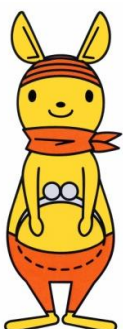
◆このケースでは、電話も会社に通じなくなりました。SNS で知り合って、言葉巧みに簡単に儲かるかのような投資話を持ちかけられた例が多くありますが、「必ず儲かる」投資はありません。契約する際は、周りの人に相談するなど慎重にしましょう。

### (相談事例3)

SNS の求人サイトでオークションでの代理出品のバイトを見つけた。ゲーム機を売って、購入者が先払いした代金を受け取り、それをコンビニの電子マネーで当該業者に送金すれば、業者がゲーム機を落札者に送付するということだった。落札者は約30人で総額80万円だったが、落札者から商品が届かないとの連絡を受けた。当該業者に電話しても「この電話は現在使われていない」とメッセージが出るだけである。警察に相談したが、「あなたも共犯者となる可能性がある。」と言われた。どうしたら良いか。

### (アドバイス)

◆当センターの弁護士相談では、詐欺の共犯として起訴される可能性は低いものの、落札者から損害賠償を請求される可能性はあるとの見解でした。この他にも、SNS で知り合った人の紹介で、マルチ商法への勧誘や高額な出会い系サイトへの誘導など、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。



### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

\*「消費者ホットライン」(局番なし) 188 (嫌や!(イヤヤ!))

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)